

令和8年度 CO₂サプライチェーン構築に係る実現可能性調査 公募要領

1 事業の目的

東京都（以下「都」という。）は、2050年までに世界のCO₂排出量の実質ゼロに貢献する脱炭素社会の実現する目標を掲げ、2030年までに温室効果ガスを50%削減するカーボンハーフを目指した取組を加速している。

脱炭素社会の実現に向けては、CO₂排出が避けられない産業において、CO₂を資源として回収し、再利用するカーボンリサイクルの社会実装化を進めていく必要があり、このためにはCO₂の回収・利活用に関連する産業間の連携やサプライチェーン構築を進めることが重要となる。

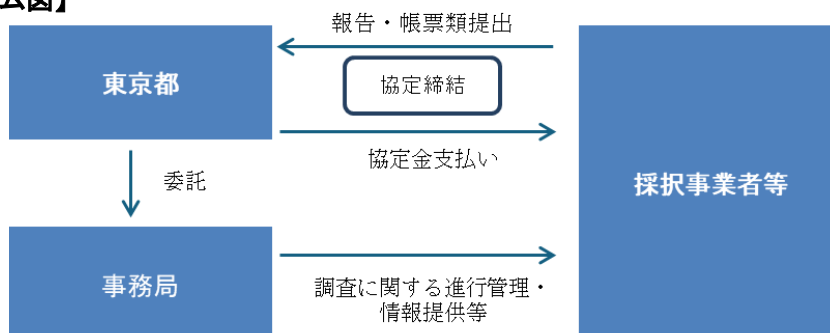
これらを踏まえ、2030年のカーボンハーフ、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、都内で排出されたCO₂を回収し、再利用する「東京都モデル」の構築を推進していく必要がある。

CO₂サプライチェーン構築に係る実現可能性調査（以下「本事業」という。）は、2030年頃に都内で排出されるCO₂を資源として回収・再利用するカーボンリサイクルの社会実装化を目的として、新たな産業間連携やサプライチェーンの構築、社会実装化、将来的なCO₂削減への貢献効果を検証するための実現可能性調査（フィージビリティ・スタディ。以下「FS」という。）を行うものである。都は、実現可能性調査を踏まえて、都内で回収したCO₂の利活用を進めるために必要となる方策を検討し、「東京都モデル」となるカーボンリサイクルの取組を進めていく。

2 事業概要

- (1) 都は本事業においてCO₂のサプライチェーン構築に係る実現可能性調査を行う事業者等を公募する。
- (2) 都は審査会により事業者等を審査の上、採択し、採択された事業者等（以下「採択事業者」という。）と協定を締結する。
- (3) 取組期間は、令和8年度及び令和9年度の2か年度とする。ただし、令和8年度の終了時点における実績報告書を審査した結果、令和9年度の実施が認められない場合がある。
- (4) 採択事業者は、応募時にCO₂のサプライチェーン構築に係る実現可能性調査の事業計画及びその資金計画を提出する。また、協定締結後、年度ごとの年度計画を策定するとともに、定期的に都にその進捗状況を報告する。
- (5) 都は、各年度終了後に実績報告書の提出を受け、その内容を確認した後、本事業に要した経費について上限額を限度に負担し協定金として支払う。また、調査に関する進行管理・情報提供等の支援を行う。
- (6) 実績報告書の内容に基づき、採択事業者が採択後に策定した事業計画の達成状況等の評価を行う。

【本事業のスキーム図】



3 各主体の役割

(1) 採択事業者

ア CO₂のサプライチェーン構築に係る実現可能性調査

CO₂のサプライチェーン構築に係る実現可能性調査を行う。なお、提案に当たっては事前に公募申請書に記載を行う事業者等の了承を得たうえで申請すること。

イ 報告

都との協定締結後、実施状況等を定期的に報告するとともに、経費等の確認に必要な帳票類を提出する。また、年度末には各年度の実績報告書を提出する。

(2) 東京都

ア 採択事業者の取組を促進するための進捗管理・情報提供等の支援を行う。

イ 採択事業者の実施状況等について毎年度評価を行い、報告をもとに経費の額を確定し、本事業の上限額を限度に当該経費を負担する。

ウ 本事業の実施目的である将来的な都内でのCO₂の回収及び利活用に向けた取組の推進のため、「CO₂の回収・利活用に向けた研究会」構成事業者等へ、本事業での実施内容を必要に応じて情報提供するとともに、東京都産業労働局ホームページ等で進捗状況を公表する。なお、上記の情報提供等は、内容を事前に都と採択事業者との間で十分に調整したうえで実施する。

4 応募対象

次の(1)～(2)の全ての要件を満たす事業者等を応募対象とする。

なお、複数の事業者等(以下「構成事業者」という。)が提携して応募する場合は、全ての事業者について以下の要件を満たすものとする。また、代表事業者を決め、代表事業者が応募申請を行うこと。その場合、協定金は、代表事業者に支払う。

(1) 次のア～ウいずれかに該当する日本国内の団体であること。

ア 都内に本店又は支店・営業拠点を有する法人

イ 都内排出源から回収するCO₂を活用するサプライチェーン構築に係るF Sの実施が可能な法人

ウ その他、都が必要と認める者

(2) 機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。

5 応募要件

本事業に応募する事業者等(以下、「応募者」という。)は、応募時から事業終了時まで、次の(1)から(12)までの全ての要件を満たすものとし、応募者と提携する事業者(構成事業者)も(1)から(12)までの要件を満たす必要がある。

(1) 同一のテーマ・内容・対象経費で、国、都道府県、区市町村等から補助を受けていないこと、あるいは、過去に受けていないこと。

(2) 協定事業の実施にあたり、法令等に違反する事実がないこと。

(3) 日本国内において税金の滞納をしていないこと。

(4) 日本国内の公的機関等との契約における重大な違反がないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による申立て等、協定事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定のいずれかに該当しないこと。
- (7) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。
- (9) 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。
- (10) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- (11) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく排除措置の期間中でないこと。
- (12) 過去の業務その他の事情において、都が負担金を交付するにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

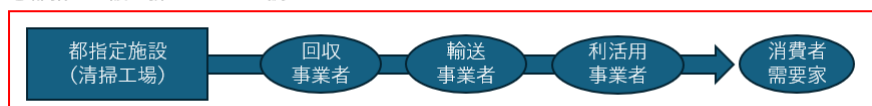
6 CO₂サプライチェーン構築に係る実現可能性調査について

本事業において、CO₂のサプライチェーン構築に係る実現可能性調査とは、都内のCO₂排出源を設定したうえで、当該拠点からCO₂を回収し、都内外問わずCO₂を利活用し、最終的に消費者または需要家による利用に至るまでの実現可能性を調査することを指す。

採択事業者は、排出源からCO₂を回収し利活用するまでの一連のサプライチェーンの実現可能性について調査を行うものとし、次の（1）又は（2）のコースから選択するものとする。

なお、実施期間の途中であっても、申請要件を満たさなくなった場合や、外部委員による評価等により目標達成の見込みがないと判断された場合、調査を打ち切ることがある。

①都指定施設を排出源とした調査

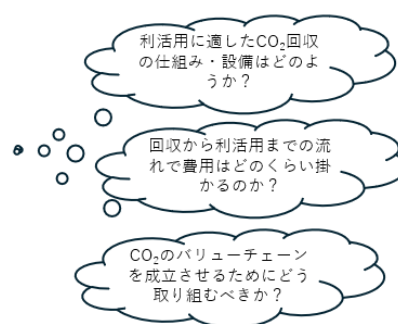


②都指定施設以外の都内の排出源を起点とした調査



…FSの対象範囲
 ➔ …CO₂の回収・利活用に係るサプライチェーン

FSの視点の例



- (1) 都指定施設（東京二十三区清掃一部事務組合が管理する清掃工場）を排出源とした実現可能性調査
 ア 都指定施設（東京二十三区清掃一部事務組合が管理する清掃工場）を起点としたサプライチェーン構築に係る実現可能性調査を行う。調査の候補とする清掃工場は、応募者において指定すること。なお、当該清掃工場での調査の実施については、採択後に東京二十三区清掃一部事務組合との調整を踏まえ、最終決定する。
- イ 当該排出源からのCO₂の回収方法と、CO₂の利活用方法の両方について具体的に検討を行ったうえで、回収・利活用を結び付ける方策を検討すること。実現可能性調査にあたっては、次の①から④までの内容を参考に検討を実施すること。なお、記載内容のとおり実施する必要はないが、提案書及び報

告書において、これらに準じた内容を示すこと

- ① 当該施設からのCO₂の回収及び利活用に向けた計画概要作成
- ② 当該施設からのCO₂の回収及び利活用に向けた詳細検討
 - ・関連するプレイヤー等の具体化
 - ・国内外の状況整理
 - ・実現可能性、時期、影響を及ぼす外的要因等の検討
 - ・CO₂の回収技術及び回収方法
 - ・CO₂回収量、利活用量の試算
 - ・詳細検討に資する実証の計画・実施、実施した実証に基づく課題整理
 - ・排出源との接続性、仕様検討（土地使用面積、配管仕様、工法、工期等）
 - ・CO₂の利活用先に応じた液化設備、脱硫・脱硝等装置、中間貯蔵設備等の検討
 - ・CO₂の回収を事業化するにあたり必要となる各種申請手続き、適用法令、基準の整備状況（法的要件や枠組み等により、事業化に向けた制限の可能性がある場合には、その解決の方向性に関するものを含む）
 - ・施設の計画外停止、施設の建替時等への対応に関するもの（これらの発生を前提としたうえでの検討を行うこと）
 - ・費用及び事業期間の試算
 - ・利活用事業者の選定、利活用量の推計
 - ・CO₂削減量の算定手法や算定に向けた課題検討、削減量の推計（例：政府検討の算定手法の適用検討など）
 - ・利活用設備導入に向けた仕様検討
 - ・利活用事業者が求めるCO₂の条件（濃度、性状）、課題等の検討
 - ・利活用設備導入による既存設備の切り替えコスト等の比較
 - ・最終的な利用者（オフテイカー）が許容可能なCO₂価格の検討
- ③ サプライチェーンの経済性の検討
 - ・一連のCO₂サプライチェーンがバリューチェーンとして成立することを目指す場合の費用スキームの検討（回収CO₂を排出源から利活用、オフテイカーへ販売していくにあたっての価格の設定、その他サプライチェーン構築時に必要な費用の整理）
 - ・回収したCO₂に価格競争力をもたせるための方策の検討
 - ・サプライチェーン構築に伴う経済波及効果の算定
 - ※経済波及効果とは、都経済への影響（雇用創出、経済効果、税金等）に加え、関与する事業者の売上や市場全体へのインパクト等を想定するものであり、その具体的な定義や算定方法は応募者・採択事業者に委ねるものとする。
- ④ ロードマップの検討
 - ・近隣自治体等の動向
 - ・CO₂サプライチェーンの構築に向けた課題、不確定要素等の検討（2030年及び2035年にマイルストーンを設定し、CO₂の回収・利活用の商用化を目指すもの）
 - ・実現可能性調査の終了後にCO₂の回収・利活用の事業を自走化させるための方策

ウ 採択後、応募時に策定した事業計画に基づき、各年度の年度計画を作成し、各年度末に当該年度計画に基づく取組を完了すること。ただし、やむをえない理由がある等の場合は、事前に都の承認を得るこ

とにより変更できる場合がある。

エ 各年度末時点における年度計画の達成状況及び経費支出について、都が確認できる報告や帳票類を提出すること。

オ 協定期間終了後、応募時に策定した事業計画全体を踏まえた完了報告書を提出すること。

(2) 都指定施設以外を排出源とした実現可能性調査

ア 応募者が指定する都内排出源を起点としたサプライチェーン構築に係る実現可能性調査を行う。調査の候補とする排出源は都内に所在するCO₂排出源から応募者において指定すること。なお、排出源は、今後建て替え、改修等が発生する施設を指定することは妨げないが、その場合は申請時にその旨及び建て替え予定時期を記載すること。

イ 当該排出源からのCO₂の回収方法と、CO₂の利活用方法の両方について具体的に検討を行ったうえで、回収・利活用を結び付ける方策を検討すること。実現可能性調査にあたっては、次の①から④までの内容を参考に検討を実施すること。なお、記載内容のとおり実施する必要はないが、提案書及び報告書において、これらに準じた内容を示すこと。

① 都内における排出源からのCO₂の回収及び利活用に向けた計画概要作成

② 都内における排出源からのCO₂の回収及び利活用に向けた詳細検討

- ・関連するプレイヤー等の具体化
- ・国内外の状況整理
- ・実現可能性、時期、影響を及ぼす外的要因等の検討
- ・CO₂の回収技術及び回収方法
- ・CO₂回収量、利活用量の試算
- ・詳細検討に資する実証の計画・実施、実施した実証に基づく課題整理
- ・排出源との接続性、仕様検討（土地使用面積、配管仕様、工法、工期等）
- ・CO₂の利活用先に応じた液化設備、脱硫・脱硝等装置、中間貯蔵設備等の検討
- ・CO₂の回収を事業化するにあたり必要となる各種申請手続き、適用法令、基準の整備状況（法的要件や枠組み等により、事業化に向けた制限の可能性がある場合には、その解決の方向性に関するものを含む）
- ・施設の計画外停止、施設の建替時等への対応に関するもの（これらの発生を前提としたうえでの検討を行うこと）
- ・費用及び事業期間の試算
- ・利活用事業者の選定、利活用量の推計
- ・CO₂削減量の算定手法や算定に向けた課題検討、削減量の推計（例：政府検討の算定手法の適用検討など）
- ・利活用設備導入に向けた仕様検討
- ・利活用事業者が求めるCO₂の条件（濃度、性状）、課題等の検討
- ・利活用設備導入による既存設備の切替コスト等の比較
- ・最終的な利用者（オフテイカー）が許容可能なCO₂価格の検討

③ サプライチェーンの経済性の検討

- ・一連のCO₂サプライチェーンがバリューチェーンとして成立することを目指す場合の費用スキームの検討（回収CO₂を排出源から利活用、オフテイカーへ販売していくにあたっての価格の

設定、その他サプライチェーン構築時に必要な費用の整理)

- ・回収したCO₂に価格競争力をもたせるための方策の検討
- ・サプライチェーン構築に伴う経済波及効果の算定

※経済波及効果とは、都経済への影響（雇用創出、経済効果、税収等）に加え、関与する事業者の売上や市場全体へのインパクト等を想定するものであり、その具体的な定義や算定方法は応募者・採択事業者に委ねるものとする。

④ ロードマップの検討

- ・近隣自治体等の動向
- ・CO₂サプライチェーンの構築に向けた課題、不確定要素等の検討（2030年及び2035年にマイルストーンを設定し、CO₂の回収・利活用の商用化を目指すもの）
- ・実現可能性調査の終了後にCO₂の回収・利活用の事業を自走化させるための方策

ウ 採択後、応募時に策定した事業計画に基づき、各年度の年度計画を作成し、各年度末に当該年度計画に基づく取組を完了すること。ただし、やむをえない理由がある等の場合は、事前に都の承認を得ることにより変更できる場合がある。

エ 各年度末時点における年度計画の達成状況及び経費支出について、都が確認できる報告や帳票類を提出すること。

オ 協定期間終了後、応募時に策定した事業計画全体を踏まえた完了報告書を提出すること。

7 完了報告書での記載内容

上記6の調査を実施の上、報告書での提出を想定しているが、詳細は都との協議によって変更することができる。

8 採択予定件数・負担額等

コース	採択件数	都の上限負担額 ※1件当たり	期間
①都指定施設（東京二十三区清掃一部事務組合が管理する清掃工場）を排出源とした実現可能性調査	2件程度	1年目：1億5,000万円 2年目：1億5,000万円	協定締結の日 から令和10年 3月31日まで
②都指定施設以外を排出源とした実現可能性調査	2件程度	1年目：5,000万円 2年目：1億円	協定締結の日 から令和10年 3月31日まで

本事業に係る令和9年度における各予算案が東京都議会で可決されなかったときは、この限りではない。また、令和8年度の終了時点における実績報告書を審査した結果、令和9年度の実施が認められない場合がある。採択事業者への支払いは、年度毎に、年度の終了後に一括払いにより支払う。

9 応募手続き

(1) 募集期間

令和8年4月27日（月曜日）から同年7月3日（金曜日）17時

ア 公募要領等資料の公表 令和8年4月27日（月曜日）

イ 質問の受付 令和8年5月20日（水曜日）から5月26日（火曜日）まで

ウ 質問への回答	令和8年6月1日（月曜日）
エ 提案書の提出	令和8年6月29日（月曜日）から7月3日（金曜日）17時まで
オ 審査会実施及び結果通知	令和8年7月中旬～下旬（予定）
カ 採択事業者等との協定締結	令和8年7月下旬以降（予定）

（2）応募書類の提出

ア （4）の宛先に下表で指定する応募書類の電子データをメールで送付すること。

名称	形式
① 確認書（第1号様式）	PDF
② 公募申請書（第2号様式）	Word 又は PDF
③ 事業者提案書（第3号様式） ※A4、30ページ以内（両面印刷可）で作成してください。	Word 又は PowerPoint
④ 資金計画書（第3号様式の2）	Excel
⑤ 会社概要（設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、年間売上高等） ※既存の会社概要や定款等で構いません。	PDF
⑥ 法人の履歴事項全部証明書（写し）（発行日から3か月以内のものに限る。）	PDF
⑦ 納税証明書（法人事業税及び法人住民税）（直近1年分）	PDF
⑧ 財務状況（決算書、勘定科目内訳書、法人事業概況説明書等）（直近1か年分）	PDF
⑨ CO ₂ の回収・輸送・利活用の取組実績を示す書類	指定なし
⑩ 構成事業者一覧（第4号様式） ※複数事業者の提携による場合のみ	Word

※代表事業者のほか構成事業者が含まれる場合は、①、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨の書類を全事業者分提出すること。

イ 応募書類の提出後、3営業日を経過しても応募受付完了メールが届かない場合、（4）の問い合わせ先まで電話にて連絡すること。応募受付完了メールが到着することで応募完了となる。

ウ 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。

エ 選定の正否を問わず、応募書類等の作成費用は支給しない。

オ 本事業の対象として決定した後であっても、採択事業者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、本事業の対象外となる可能性がある。

（3）質問

本公募に関して、質問事項がある場合は、次の方法により対応する。

ア 質問方法

第5号様式「質問票」に必要事項を記載の上、電子メールにより（4）の宛先に送付すること。なお、電話や訪問等、電子メール以外の方法による問合せについては対応しない。

イ 受付期間

令和8年5月20日（水曜日）から5月26日（火曜日）まで

ウ 回答

令和8年6月1日（月曜日）までに、東京都産業労働局のホームページ上に掲載する。原則として

個別回答は行わない。

(4) 応募書類等の提出先及び問い合わせ先

産業労働局 産業・エネルギー政策部 計画課 事業調整担当

メール：S0291501@section.metro.tokyo.jp

電話：03-5000-7720

10 審査・決定について

(1) 審査方法

応募書類に基づいて、原則として、審査会において面接審査（申請内容の説明・質疑応答等）を行う。ただし、採択予定件数の2倍を超える件数の応募があった場合は、書面審査と面接審査の2段階の審査を行う場合があり、その際の面接審査の実施数は採択予定件数の2倍程度までとする。2段階の審査の場合、面接審査は、書面審査時の各審査委員の個別の審査意見も参考にしながら行う。

(2) 審査基準

書面審査及び面接審査ともに、以下の審査基準に基づいて評価を行う。なお、審査の視点に記載の内容は加点要素であり、全てを満たす必要はないが、審査においては審査の視点を元に総合的な評価を行う。

応募時の申請書における記載内容は、現時点で想定している実現可能性調査の実施内容に基づくもので差し支えない。また、記載は定性的な内容および定量的な内容のいずれでも可とするが、可能な限り定量的な記載を行うことが望ましい。

	審査項目	審査内容	審査の視点
1	応募者	財務状況	・ 応募事業を着実に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
		実績等	・ 応募者は、応募事業遂行のために必要な知見や実績を十分に有しているか。 ・ 応募者は、積極的にCO ₂ の回収・利活用に関する取組を実施しているか。応募者における長期計画等に組み込まれているか。 ・ 脱炭素に貢献する取組や対策等を行っているか。
2	実施内容	CO ₂ 回収・利活用の東京都モデル構築の実現可能性	・ 応募事業は、CO ₂ の回収、利活用、それぞれの視点を踏まえた内容となっているか。 ・ 応募事業の実施はCO ₂ の排出源、回収、利活用の各事業者の巻き込む、もしくは、既に複数の事業者と協力した体制となっているなど、サプライチェーンの構築の検討が十分に可能なものとなっているか。 ・ 応募事業の実施に必要な技術・ノウハウ・課題等を明確に捉えられているか。 ・ 応募事業の実施は、都内他地域及び社会全体のCO ₂ 回収・利活用の拡大につながるものとなっているか。 ・ 応募事業の結果を踏まえて事業が実現した場合に、他の事業者への波及効果があり、都に還元されるものと

			<p>なっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募事業は東京都の特性等踏まえ、「CO₂回収・利活用の東京都モデル」を目指したものとなっているか。
		妥当性及び優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・応募事業は、都、国、自治体等の計画などを踏まえた適切なものとなっているか。 ・応募事業の内容は、国内外の技術動向を踏まえたものとなっているか。 ・応募事業の内容は、新規性、独自性といった観点において、既存の取組との差別化がなされているか。 ・応募事業のスケジュールは実現にあたり妥当なものとなっているか。
		効果	<ul style="list-style-type: none"> ・応募事業の結果を踏まえて事業が実現した場合に、都経済への影響（雇用創出、経済効果、税収等）に加え、関与する事業者の売上増加や市場全体へのインパクト等について、事業者が定義する経済的な波及効果をどの程度見込んでいるものか。 ・応募事業は、CO₂削減量の導出に向けた算定手法の検討状況や算定にあたっての課題整理状況、現時点で見込まれる削減効果などについて、どの程度まで検討が進んでいるか。 <p><u>※申請書には応募時点において想定するCO₂の回収・利活用量の規模を定量的に記載すること</u></p>
3	実施体制	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・実効性のある現実的な実施計画が立てられているか。
		実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・応募事業の実施に際し、必要な人員が確保されているか。 ・実施体制において役割分担が明確であり、各プレイヤー間で連携が取れる体制となっているか。 ・専門的な知見の提供等を受けるための体制が構築されているか。 ・応募事業に関連した取組を実施しているなど、具体的な実現可能性調査の実施を期待できるものか。
		費用	<ul style="list-style-type: none"> ・必要経費が具体的に明示されているか。 ・不要な経費を含まず、妥当な積算となっているか。

(3) 審査スケジュール

面接審査は、令和8年7月中旬～下旬を予定しており、日時等の詳細は、応募受付が完了した申請者に対して、募集締切後に連絡する。

(4) 結果通知について

審査の結果は、令和8年7月下旬頃に書面により通知する。採択事業者については、協定書の締結手続きを行う。

13 その他

- (1) 以下の場合には審査対象外となる可能性がある。
 - ア 応募者等が、法令等若しくは公序良俗に違反した場合、又はその恐れのある場合
 - イ 応募書類の内容に不備がある場合
 - ウ 応募者等が、応募に際して偽りの情報を記載するなど、都に対して虚偽の内容で応募を行った場合
- (2) 応募に際しての個人情報や機密を含む情報は、都が必要な範囲で共有・利用し、個人情報を含む情報は事前の承認なく都以外の第三者に提供することはない。
- (3) 事業の実施に関して不適切であると都が判断した場合には、事業実施期間の途中であっても協定を解除することや、都の負担額の返還を求めることがある。
- (4) 本事業は、令和8年度から令和9年度の2か年度実施することを想定しているが、令和9年度の東京都予算において本事業に係る予算が認められず本事業を実施しない場合において、採択事業者が既に負担した費用や機会損失について、都は負担しない。
- (5) 本事業の調査完了後に事業化をする場合、調査を行った都指定施設において、必ずしも事業の実施を確約するものではない。

14 CO₂の回収・利活用に向けた研究会への情報共有

本事業の実施目的である将来的な都内でのCO₂の回収及び利活用に向けた取組の推進のため、「CO₂の回収・利活用に向けた研究会」構成事業者等へ、本事業での実施内容について必要に応じて情報提供を行うとともに、東京都産業労働局ホームページ等でも進捗状況等を公表する。

なお、上記の情報提供等は、内容を事前に都と採択事業者との間で十分に調整したうえで実施する。

15 よくある質問

- Q 1. 調査検討を行うに際して、対象となるのは既存技術のみか。
A 1. 既存技術に限定せず、開発途中の技術も対象とする。

- Q 2. 実施可能性調査を行う際の回収量・利活用量に数量条件はあるか。
A 2. 本調査では数量条件を設けませんが、経済波及効果は評価項目になっているため留意すること。

- Q 3. 都指定施設以外での調査で公共施設を対象とすることは可能か。
A 3. 可能だが、民営施設と同様に公共施設の管理者に了承を得たうえで実施すること。
なお、産業労働局から便宜を図ることは一切行わないためその点留意すること。

- Q 4. 複数の調査に応募することは可能か。
A 4. 代表事業者として応募することができるのは1コース1件のみだが、両コースに同時に応募することができる。また、構成事業者として参画する場合は、両コース内で複数の調査に参画することを妨げない。

- Q 5. 調査に際して、パイロット実証などを行うことは可能か。
A 5. 調査の一環として、実機での実証が必要な場合は実施が可能である。ただし、実機を設置する施設の管理者に協議し、承諾を得たうえで実施すること。

- Q 6. 東京二十三区清掃一部事務組合が有する清掃工場に関するデータを知りたい。
- A 6. 同組合がウェブサイトで公表している資料を参照いただきたい。なお、以下は一例である。
- ・一般廃棄物処理基本計画（施設整備計画等）
<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kihonkeikaku/kihonkeikaku.html>
 - ・各工場環境測定結果（令和6年度）
<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/gijutsu/kankyo/toke/chosa/sokute/r06kekka.html>
- Q 7. 実現可能性調査内で実証を行う場合に、東京都京浜島グリーン水素製造所の水素を使用することはできるか。
- A 7. 本FSの期間中に、サプライチェーン上の接続性や実現可能性の検討を目的とした実証用に京浜島グリーン水素製造所の水素ガスを提供することは可能である。また、同目的で使用する場合は、無償で提供する。ただし、提供量については採択後に調整が必要になるほか、水素ガスの運搬費用（圧縮容器の確保やそれによる輸送、パイピングする場合の整備等）は事業者負担（※）となる。なお、FS後の提供量、価格の取扱いは現時点で未定である。
- （※）事業者負担分については本FSの負担金を充当することも可とする。
- Q 8. 「同一のテーマ・内容・対象経費で、国、都道府県、区市町村等から補助を受けていないこと、あるいは、過去に受けていないこと。」とは具体的にどのような範囲となるか。
- A 8. CO₂の回収、輸送、利活用の各段階における技術開発や技術実証において、国、都道府県、区市町村等（これらの外郭団体等を含む）から過去に補助（委託・負担金・協定金等、各団体から金銭を授受し実施しているものを含む）を受けていることは妨げない。ただし、今回申請するFSで実施予定の内容について過去に補助を受けている場合には、応募要件の対象外となる。
- （例：今回申請するFSでの調査内容について、既に上記団体等が実施する補助を受け調査を行っている場合には同一のテーマとみなす）
- また、二重補助としないことを確認するため、申請時には、FSに含める技術やサプライチェーンに関する補助の採択実績を記載すること。また、申請時に本事業と同様の趣旨の補助等に申請を行っている場合については、その事業についても記載を行うこと。
- （記載された内容は、他の補助との重複がないかという確認にのみ使用する）
- Q 9. 採択後、FSを行う中で協力企業等を追加することは可能か。
- A 9. 代表事業者及び構成事業者については、採択後の追加等の変更は原則としてできないが、FSにおいて必要が生じた場合、委託等による協力企業の追加は可能である。ただし、経費については申請時に提出する資金計画に記載された合計額を上限とし、採択後に合計額を追加変更することはできない。（例えば①コースについては、資金計画の合計額を5億円とした場合、採択後に追加経費が発生したことを理由とし、6億円へと変更することは原則としてできない。）
- このため、FSを行う中で協力企業等の追加が想定される場合には、申請時において追加が想定される協力企業（企業名まで明確となっていない場合には、業種や企業の役割等）を記載し、予め必要経費を計上しておくこと。

別表

1 協定金の対象経費の科目

【条件】

- (1) 申請書に記載した事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費
- (2) 協定期間内に契約、取得、納品、実施、支払が完了する経費
- (3) 使途、単価、規模等の確認が可能、かつ本事業に係るものとして明確に区分できる経費
- (4) 財産取得に該当する場合は、応募者及び提携企業に所有権が帰属するものに関する経費

【一覧】

科目	内訳
人件費	<p>調査に直接従事した主な社員・役員の人件費</p> <p>ア 代表事業者及び構成事業者（以下「協定事業者」という。）に従事する者の人件費が対象となる。</p> <p>イ 対象となるのは、協定事業者の役員及び社員のうち、常態として協定事業者の業務に従事し、協定事業者から毎月一定の報酬、給与が直接支払われている方となる。</p> <p>※役員の場合は登記簿謄本、社員の場合は雇用保険被保険証等の協定事業者の関係を証明する書類が必要になる。</p> <p>ウ 時間給の単価は、14 ページの「人件費単価一覧表」を適用する。</p> <p>エ 従事時間の上限は、1 人につき 1 日 8 時間、年間 1,800 時間とする。</p> <p>オ 各従事者の当月対象経費算定額（時間給×当月従事時間）が当月給与総支給額を超える場合は、当月給与総支給額が対象経費の上限となる。</p> <p>カ 採択後、就業規則及び賃金規定の提出が必要となる。</p> <p>キ 対象は、実際に協定事業に従事した時間に限られ、報告時、従業者別の従事時間と従事内容が具体的にわかる作業報告の提出が必要となる。</p> <p>対象とならない経費の例</p> <p>① 事業に直接的に関係のない業務により発生する経費 [例：経理事務や営業活動等の経常的業務等]</p> <p>② 就業規則等に定められた所定労働時間を超えて行われる時間外労働（超過勤務）</p> <p>③ 休日労働（就業時間等に定められた休日に労働した時間）</p> <p>④ 個人事業者の自らに対する報酬</p> <p>⑤ 雇用保険に未加入の正社員が行った業務により発生する経費</p> <p>⑥ 給与・報酬等の支払実績が確認できないもの</p> <p>⑦ 給与の支払いが振込以外の場合（現金支給は対象外）</p>

<p>外注・委託費</p>	<p>本事業を行うために必要な経費のうち、事業者が直接行うことができない、または直接行うことが適切でない業務に係る費用</p> <p>業務例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーン構築の計画策定に係る助言 ・排ガスの性状分析について試験研究機関への委託 ・経済性評価に関するレビュー ・適用法令に関する調査
<p>設備導入費 (借料を除く)</p>	<p>調査に付随するテスト実証にて直接使用する機械装置・工具器具の購入、据付に要する経費（取得価格が1件100,000円以上の物品であって消耗品に該当しないもの）。</p> <p><u>なお、事業の実施に必要な設備・備品は、原則としてリースやレンタルにより調達すること。</u></p> <p>【注意事項】</p> <p>ア 1件100万円（税抜）以上の購入品については、原則2社以上の見積書（単価、数量、規格、メーカー、型番等の記載があるもの）が必要となる（市販品の場合は価格表示のあるカタログ等の添付で可）。</p> <p>イ 対象とする機械装置、工具器具は、原則東京都内にある申請者の本社または事業所、工場等に設置・保管し、完了審査において都の確認を受けるものとする。</p> <hr/> <p>対象とならない経費の例</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既存機械設備等の改良や修繕等に係る経費 ② 中古品の購入に係る経費 ③ 本事業に使用しないものに係る経費 ④ 自社もしくは自社が賃借する場所以外に設置するものに係る経費 ⑤ 設置場所の社屋等の建設、増改築、整備・基礎工事等に係る経費
<p>消耗品費</p>	<p>取得価格が100,000円未満の物品に係る経費。</p> <p>取得価格が100,000円以上の物品であっても、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用に足さなくなる物品は、消耗品として構わない（試薬、消耗実験器具、消耗部品、ソフトウェア、試作品等）</p>
<p>借料</p>	<p>当該事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該事業を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上する。リース等により調達した物品は当該事業のみに使用することとし、リース料等については当該事業期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。</p>
<p>光熱水費</p>	<p>当該事業に直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱水費。</p> <p>光熱水費として計上する経費は当該事業に直接必要であることが証明することができるものとする。</p>
<p>旅費</p>	<p>当該事業に直接必要な国内・海外出張に係る交通費、宿泊費等の経費</p>

	経費の算出に当たっては、事業者の内部規程等によることとし、出張が当該事業以外の事業と一連のものとなっており、当該事業以外の事業に係る経費が存在する場合は、当該事業に係る部分とその他の事業に係る部分に区分し、当該事業に係る経費のみを計上すること。
印刷製本費	当該事業に直接必要な検討会資料等の印刷物等

※ 上記に含まれない経費であっても、本事業に必要と認められる経費については、支払いの対象となる可能性がある。具体的な対象経費は都と採択事業者との間で定める協定による。

2 協定金の対象外経費等

(1) 全科目共通

<p>① 都が報告書類を精査し、対象外と判断した経費</p> <p>② 間接経費 (消費税を除く租税公課、振込手数料、利子、通勤手当、日当、飲食費及び収入印紙等。ただし、別表にて対象経費として指定しているもの及び都の事前承認を受けたものを除く。なお、消費税免税事業者に対しては、都は消費税を負担しない)</p> <p>③ 契約書、発注書、納品書、領収書及び振込明細書等の帳票類に不備があるもの。</p> <p>④ 使途、単価及び規模等の確認が不可能なもの。</p> <p>⑤ 他の事業に要した経費と明確に区分できないもの。</p> <p>⑥ 通常の業務・取引と混在、又は相殺して支払いが行われているもの。</p> <p>⑦ 本事業の実施期間外に使用した経費に係るもの。</p> <p>⑧ 実績報告時までに支払いが終了していない事業に係るもの。 ※事業者が対象経費の年度末を越える申請書を提出し、都から承認された場合のみ、翌年度4月1日以降に支出された経費も対象とする。その場合でも、3月31日までに履行の完了を済ませていなければならない。</p> <p>⑨ 複数年度にわたり実施する事業で、実施する事業及び経費が年度ごとに区分できないもの。</p> <p>⑩ 同一の事由で国、都又は区市町村等から給付金や補助金を受けている場合の個別事業の経費</p> <p>⑪ 上記各号のほか、社会通念上、協定金による負担が適当でないとして都が判断したもの。</p>

人件費単価一覧表

単位：円

報酬月額（給与等）	人件費単価（時給）
～ 130,000 未満	1,050
130,000 ～ 138,000	1,120
138,000 ～ 146,000	1,190
146,000 ～ 155,000	1,260
155,000 ～ 165,000	1,340
165,000 ～ 175,000	1,420
175,000 ～ 185,000	1,510
185,000 ～ 195,000	1,590
195,000 ～ 210,000	1,680
210,000 ～ 230,000	1,850
230,000 ～ 250,000	2,010
250,000 ～ 270,000	2,180
270,000 ～ 290,000	2,350
290,000 ～ 310,000	2,520
310,000 ～ 330,000	2,690
330,000 ～ 350,000	2,850
350,000 ～ 370,000	3,020
370,000 ～ 395,000	3,190
395,000 ～ 425,000	3,440
425,000 ～ 455,000	3,700
455,000 ～ 485,000	3,950
485,000 ～ 515,000	4,200
515,000 ～ 545,000	4,450
545,000 ～ 575,000	4,710
575,000 ～ 605,000	4,960
605,000 以上	5,210

ア 表の「報酬月額（給与等）」欄より、当該従事者が該当する単価を使用すること。

イ 報酬月額（給与等）は、基本給+諸手当（賞与を除く）で算出すること。

ウ 人件費単価は、協定期間内の一番低い支給金額を基準とすることから、申請時の人件費単価と異なる場合がある。